

令和4年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年6月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和4年6月3日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年6月3日	11時29分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		12番	松石 信男		1番	中村 絵理
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	中牟田 文明		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | 一般行政報告 |
| 日程第6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第7 | 同意第1号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第8 | 同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第17号 下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（2工区）請負契約について |
| 日程第10 | 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第11 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第12 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第13 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度基山町一般会計補正予算（第15号）） |
| 日程第14 | 議案第19号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第20号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第21号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第18 | 報告第3号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第19 | 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について |

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和4年第2回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石信男議員と中村絵理議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から10日までの
8日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和4年第2回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規
定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほど
お目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修について報告します。

令和4年3月29日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、末次
議員、松石健児議員が出席しました。

次に、令和4年4月18日に三養基郡町村議会議長会総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年4月25日に佐賀県町村議会議長会議長会議が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年5月10日に佐賀県町村議会議長会議臨時総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年5月30日に全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、議長、大久保副議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1、調査事項及び調査期日、(1)環境行政について、「基山町環境基本計画」とゼロカーボンシティ宣言の概要説明、令和4年4月27日水曜。

2、調査結果。町は、地球温暖化による豪雨などの自然災害や水質汚濁、ごみの不法投棄などの環境問題を町民全体の課題と捉え、令和元年12月に「基山町環境基本条例」を策定した。

今回は、「基山町環境基本計画」の基本的な施策内容及び2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」の経緯と取組について、町の基本方針の説明を受け、質疑応答の後、提案を行った。

(1)基山町環境基本計画について、環境基本計画の策定の趣旨、位置づけ、対象区域、対象分野及び期間等の取組について具体的な説明を受けた。基山町は適度に自然環境が残されているのが魅力であり、町内の森林や田畑の調和が取れて美しいのがよさである。「自分たちの住む町は自分たちできれいにしよう」という町民意識の高さが基山町のよさを維持してきたのであるが、今、このよさが失われつつある。

基本計画に基づいた実施計画は策定しないのかとただしたところ、基本計画の項目ごとに具体的な目標を掲げているため策定予定はなく、基本計画の進捗管理を行っていくとの説明

を受けた。

また、町民や町内の事業者に対し、この計画を遂行していく上で協力を求めることはないのかとただしたところ、大気、騒音・振動、水環境、土壌環境など町の環境基準を達しない場合には指導し、改善を求めることや、事業所ごとに地球温暖化やリサイクルなどの取組を進めていただくとの説明を受けた。

当委員会としては、町民の環境意識の向上を目指す事業を実施し、環境マナー、モラルの向上、ごみの削減、アダプトプログラムの推進などは、写真やイラストを多用して広報やホームページ等を活用し、ホームページは目的のページに速やかにたどり着ける工夫をするよう提案した。

また、町民や企業の協力には限界があり、公がしなければならない道路や河川の清掃についても、さらに検討していくよう提案した。

(2) 基山町ゼロカーボンシティ宣言、令和4年2月2日。

ゼロカーボンシティ宣言は、環境基本計画を策定していく中で、社会情勢に合わせて町民とともに機運を高めていくために宣言したとの説明を受けた。「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことは、国も推進しているが、数値を示されても理解しにくい。

今後アフターコロナやウクライナ問題など、地球規模で社会が変化し、この計画を遂行していく上で多くの課題が出てくることが予想される。

当委員会としては、変化に対応しながらこれらの課題に取り組むとともに、町が町民に理解や協力を求める情報を発進するときには、事前に議会へ通告するよう提案した。

以上をもちまして総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

おはようございます。厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1、調査事項並びに調査期日、(1)三国・丸林道路改良事業について、令和4年5月11日に概要説明及び現地視察を行いました。

2、調査結果。この事業は、平成28年度から令和6年度にかけて総事業費7億2,900万円で計画されているものである。高速道路上りパーキングエリア前の基山PA南交差点から東

側の国道3号三国交差点までの長さ430メートルの区間、標準幅員10.5メートルの改良内容について、概要説明や進捗状況を確認しながら、現地調査を行いました。

令和3年度までに、基山PA南交差点から高速道路ボックス内までの水路切替えや道路区間の一部が事業完了しています。令和4年度は、高速道路ボックスからJR鹿児島本線三国踏切方向へ進む道路と、平行して流れる水路の切替え未施工部分等を引き続き実施しております。令和5年度、令和6年度においては、水路改良、公共交通広場、三国踏切、三国交差点までの改良事業を行い、令和7年3月に完了予定であるとの説明を受けました。

高速道路ボックス内の現在の照明が暗いことやボックス西側を出てすぐに横断歩道があることから、安全対策についてただしたところ、ボックス内の照明は仮設で、最終的には基準の照度を確保した照明を設置する。また、横断歩道は利用者が多いことから、公安委員会の規定に基づく注意喚起の路面標示等を行うとの説明を受けました。

次に、公共交通広場の利活用についてただしたところ、コミュニティバスの乗降や送迎用の車が一時的に利用できる広場とし、新たに駐輪場も設置する。ただし、駐車に関してはコミュニティバスの旋回の妨げとなるため、駐車ができないような標示を設置するとの説明を受けました。

当委員会としては、改良工事実施中の交通安全対策を請負事業者と協議し、安全な事業遂行に努めること。また、公共交通広場の不法駐車防止や駐輪場及びトンネル内での犯罪抑止のために、防犯カメラの設置や定期的なパトロールを実施するように提案いたしました。

以上で報告を終了します。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和4年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、まず、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」外1件、工事請負契約案件が「下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（2工区）請負契約について」、事務組合規約変更案件が「佐賀県市町総合事務組合規約の

変更について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）」外2件、補正予算案件が「令和4年度基山町一般会計補正予算（第1号）」外2件となっております。また、報告事項として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外2件をお願いしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第6波の新規感染者数が1月から急拡大し、2月のピーク時には10万人を超えました。これは1日ということですね。その後、新規感染者数が半減したため、「まん延防止等重点措置」が3月21日で全面解除とされました。現在は減少傾向が続いており、2万人程度の新規感染者数となっております。これも1日でございます。

佐賀県では、新規感染者数が減少傾向となったことから、3月6日に「まん延防止等重点措置」が解除されました。しかし、3月下旬から再び増加傾向となり、4月19日には過去最高の680人の新規感染者数となりました。その後のゴールデンウィーク期間での感染拡大が心配されましたが、5月から減少傾向となり、現在の新規感染者数は100人台となっております。

本町では1月下旬から新規感染者数が増加傾向となり、20人を超える日もありましたが、3月中旬から減少傾向となりました。このため、町民会館等の公共施設の利用につきまして制限しておりましたが、基山町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置」の全面解除に合わせ、3月22日から利用制限を解除いたしております。

町民の皆様方には、今後も気を緩めることなく、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用など、一人一人が感染症対策をしっかりとっていただくようよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

3回目のワクチン接種につきましては、集団接種を5月1日で終了しました。個別接種につきましては、町内5医療機関で現在も継続して実施しております。

接種率につきましては、5月末現在で1回目、2回目接種対象人口1万6,738名に対し、1回目の接種者1万4,122名、接種率84.4%、2回目の接種者1万4,048名、接種率83.9%となっております。

3回目の接種につきましては、接種対象人口1万5,680名に対し、接種者1万882名、接種率69.4%となっております。

5歳から11歳の小児接種につきましては、1回目、2回目接種対象人口1,058名に対し、1回目の接種者197名、接種率18.6%、2回目の接種者176名、接種率16.6%となっております。

60歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方などを対象とした4回目の接種につきましては、集団接種を6月19日から、個別接種を7月25日から開始することとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子ども1人につき10万円を支給します「子育て世帯への臨時特別給付金」につきましては、5月末現在、2,660名の方に2億6,600万円の給付を行いました。

また、本給付金を所得制限該当の理由により受給できなかった子育て世帯の子ども1人につき5万円を支給します「基山町子育て世帯への臨時特別給付金」につきましては、5月末現在、121名の方に605万円の給付を行いました。

住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」につきましては、5月末現在、1,257世帯に1億2,570万円の給付を行いました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、新生児1人につき5万円を支給します「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、令和3年度に109名の方に545万円の給付を行いました。また、令和4年度につきましては、5月末現在、5名の方に25万円の給付を行いました。

低所得者のひとり親世帯以外の世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子ども1人につき5万円を支給いたします「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、令和3年度に137名の方に685万円の給付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

令和2年度から令和3年度まで実施しました経済的影響が大きい小規模事業者への「中小企業者事業継続緊急支援金」につきましては、6回目までの給付を行い、1回目の給付が

199件、2,598万8,000円、2回目の給付が124件、1,588万9,000円、3回目の給付が85件、1,111万6,000円、4回目の給付が46件、572万5,000円、5回目の給付が16件、180万円、6回目の給付が1件、10万円、合計471件、6,061万8,000円の給付を行いました。

また、本町で認定を行っております中小企業信用保険法に基づく保証制度につきましては、令和2年度からの認定件数が5月末現在、セーフティネット保証4号認定が229件、セーフティネット保証5号認定が55件となっております。

令和4年度も取り組んでおります消費喚起による経済活性化を目的としたプレミアム付商品券につきましては、発行総額1億2,500万円分を販売しております。

商品券の事前申込受付を5月15日まで行い、6,304件の申込みがあり、5月28日から引換販売を行っております。使用期間は5月28日から令和5年1月31日までの期間としております。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月3日に基山町総合体育館で実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により、19人の退団者に対し、8人の新入団員と1名の支援団員を補充することができました。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月26日に雨季を前にした防犯パトロールを関係機関と実施し、危険箇所等の状況把握を行いました。今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、基山町まちづくり基金事業についてでございます。

本事業は、まちづくり基金を活用し、町民の参画と創意工夫によるまちづくり活動を推進していくため、町内で活動するまちづくり団体が行う事業に対して補助金を交付するものです。

今年度は新規申請2件、継続申請12件の合計14団体に補助金を交付し、協働のまちづくり活動を支援してまいります。

次に、定住促進に関する事業でございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、令和3年度の申請件数が56件、今年度の申請件数は5月末現在、19件となっております。

「結婚新生活支援補助金」につきましては、令和3年度の申請実績が6件となっております。

小倉と宮浦の2棟で実施しております「移住体験住宅事業」につきましては、令和3年度は合わせて7件、22名の方が利用されました。本年度は5月末現在、1件、3名の利用がありました。

次に、地域公共交通に関する事業についてでございます。

JR九州の駅体制見直しにより、けやき台駅の駅係員が終日不在となることから、町民の安心感と利便性を維持するため、4月1日からけやき台駅の改札・清掃業務をJR九州から町が受託、駅を活用した地域活性化も含めた駅管理業務を「きやまSGK」に委託し、けやき台駅の無人化の解消を図りました。

次に、「きやま門前市」、「JR九州ウォーキング」についてでございます。

大興善寺のつつじの見頃に合わせて、4月23日に基山町産業振興協議会主催による「第9回きやま門前市」が大興善寺駐車場で開催され、町内外から27件の出店者と約600人の来場者でにぎわいました。

また、同日にJR基山駅から大興善寺を周遊する「JR九州ウォーキング」も開催され、810名の参加がありました。今回は雨天だったこともあり、「きやま門前市」への来場者数は前年を下回りましたが、「JR九州ウォーキング」への参加者数は前年を上回りました。今後もウイズコロナ、アフターコロナでにぎわい創出を図ってまいります。

次に、生涯スポーツについてでございます。

3年ぶりに区対抗スポーツ大会を5月15日に実施しました。大会は選手の皆様のベストを尽くしたすばらしいプレーにより、ソフトボール、ミニバレーボールともに熱戦が繰り広げられました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、グループ戦のみとし、半日開催とさせていただきます。

大会の結果は、ソフトボールでは、Aグループ11区、Bグループ8区、Cグループ10区、Dグループ3区が優勝し、ミニバレーボールでは、Aグループ15区、Bグループ9区、Cグループ11区が優勝しました。

次に、町内保育所等の入所状況についてでございます。

保育所入所状況につきましては、5月末現在、基山保育園217名、たんぼぼこども園139名、基山パティ認定こども園128名、小規模保育事業では、ちびはる保育園19名、ChibiharuZERO-TWO 19名、そして、今年4月に開園した基山B-Baby保育園11名となっております。

待機児童につきましては現在ございません。

次に、家庭用合併浄化槽の設置及び維持管理補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を併せて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。申請受付は4月1日から行い、5月末現在、5人槽が1件、7人槽が1件、計2件の申込みがありました。今後も家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助について募集を行ってまいります。

公共下水道の共用区域外に設置された家庭用合併浄化槽の維持管理費用の一部に対して家庭用合併浄化槽維持管理費補助金を交付しています。申請受付を4月4日から行い、5月末現在、160件の補助金申請がありました。今後も合併浄化槽の適正管理について周知を図ってまいります。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

下工3補償第1号宝満川処理区第486-2号外（箱町地区外）污水管築造工事につきましては、令和4年3月29日から令和4年9月30日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が1,826万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

下工4補第1号宝満川処理区（割田地区）污水管築造工事につきましては、令和4年4月28日から令和4年7月15日までの工期で、有限会社飛松建設が1,006万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は20%でございます。

令和3年災（繰）林道施設災害復旧事業一の坂・河内線工事（2号箇所）につきましては、令和4年5月31日から令和5年1月20日までの工期で、有限会社林重機が1,881万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は、4月1日で開館6周年を迎え、4月2日に記念イベントを、手をつなごう図書館の会の御協力を得て、感染症対策を行いながら開催しました。

読書の丘で行いました野外コンサートやダンスパフォーマンスでは、約100名の方にお楽しみいただき、多目的室や玄関横でのスケルトンリーフしおり作りには、延べ120名の方に御参加いただきました。この日は、ひとこときやま弁クイズに挑戦なども行い、800名を超える方々に御来館いただき、楽しんでいただきました。また、5月から、大人のお楽しみ映

写会も再開しております。

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間事業」では、基山町ゼロカーボンシティ宣言に伴い、子どもにもできるSDGs絵本の展示やお話ぬり絵の展示などを行いました。5月7日にはSDGsスペシャルお話し会を開催しました。

図書館利用につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策として3月末に利用者がセルフで使用できる図書除菌機を設置しました。今後も施設や返却本の消毒、除菌を行い、利用者の安心・安全に配慮し、魅力ある図書館づくり、町民から親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

日本タングステン株式会社様より、5月12日に生理用品3,145個、「基山町と日本タングステン株式会社による連携協定」に基づく寄附がありましたので、受領しました。

また、佐賀東信用組合様より、5月24日に1万円、「まち・ひと・しごと創生に関する連携協定」に基づく「子育てに係る事業」への寄附がありましたので、受領しました。

次に、企業版ふるさと納税の報告についてでございます。

令和3年度に4社の企業より170万円の寄附をいただきました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

5月末現在、7,025件、1億452万円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期と比較しますと、件数で14.1%の減、金額で14.8%の減となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

学校行事は、3月の卒業式と4月の入学式を新型コロナウイルス感染症対策として、規模の縮小や時間短縮、参加人数の制限などの対策を行って実施いたしました。

授業参観についても新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行った上で、若基小学校

が4月15日、基山小学校が4月16日、基山中学校が5月7日にそれぞれ実施をしました。

4月19日には全国学力・学習状況調査を小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施いたしました。

中学校の体育大会は、5月28日土曜日に午前中開催で3年生保護者と来賓の代表者のみが参観という形で実施しました。

小学校5年生の宿泊体験学習については、昨年度は新型コロナウイルス感染症がこの時期に拡大傾向にあったため、秋に延期しましたが、今年度は基山小学校が5月19日から、若基小学校が5月25日から、それぞれ1泊2日で実施をしました。

次に、GIGAスクール関係についてでございます。

「1人1台タブレット端末」及び「高速ネットワーク」については、昨年度中に児童・生徒の増加に対応できるよう端末購入等の整備を行い、4月から早速、授業で活用しております。今後、家庭での通信環境に関する調査を実施し、今年度も夏休みの持ち帰り学習ができるよう準備を進めてまいります。

次に、若基小学校の小規模特認校制度についてでございます。

今年度は全体で12名、新1年生では4名の制度利用があり、久しぶりに2学級でのスタートとなりました。今年度はさらなる利用促進のため、町内の保育園等の年少児以上の保護者に小規模特認校制度のチラシの配付を行うなどして、制度のさらなる周知に努めております。

最後に、文化財関係について御報告いたします。

文化財関係では、5月23日に今年度第1回歴史的風致維持向上計画推進委員会を行い、計画の進捗状況や今年度の計画等を審議したところです。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～19 同意第1号～同意第2号、議案第17号～議案第18号、承認第1号～承認第3号、議案第19号～議案第21号、報告第2号～報告第4号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 同意第1号、日程第8. 同意第2号、日程第9. 議案第17号、日程第10. 議案第18号、日程第11. 承認第1号から日程第13. 承認第3号まで、日程第14. 議案第19号から日程第16. 議案第21号まで、日程第17. 報告第2号から日程第19. 報告第4号までを一括議題とします。

この際、朗読を終了し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和4年第2回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は人事案件2件、工事請負契約案件1件、事務組合同規約変更案件1件、専決処分承認案件3件、予算案件3件、報告事項3件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、同意第1号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに大申法光氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の辞任に伴い、新たに尾石清孝氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号 下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（2工区）請負契約についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年5月20日、指名競争入札に付した「下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（2工区）」について、請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第18号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更についてでございます。

「地方自治法」第286条第1項の規定により、杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴い、「佐賀県市町総合事務組合同規約」を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正

する条例)でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月31日に公布され、固定資産税(土地)の負担調整措置及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置等を講じるために、「基山町税条例等」を改正することが急務であるため、令和3年3月1日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)でございます。

「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が令和4年3月31日に公布され、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分に係る賦課限度額の改正が行われたことに伴い、高所得者に応分の負担を求め、中間所得者の負担軽減を図るため、「基山町国民健康保険条例」の改正が急務であるため、令和4年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度基山町一般会計補正予算(第15号))でございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の減額などに伴い、一般会計予算に補正が急務であるため、令和4年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第19号から議案第21号までは、令和4年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第19号 令和4年度基山町一般会計補正予算(第1号)につきましては、今回補正予算として、1億9,702万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも79億6,651万7,000円となります。

補正予算の主なものを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。今回、通常分と併せて原油価格・物価高騰分の地方創生臨時交付金の配分を受けましたので、事業費の増額をお願いするものでございます。補正額は7,223万2,000円の増額でございます。

次に、コロナ禍において、原油価格、物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金事業の増額をお願いするものです。補正額は910万9,000円の増額でございます。

次に、二酸化炭素排出抑制対策事業でございます。再生可能エネルギー発電設備と電気自動車を導入し、閉庁日には町民向けに貸出しも行い、電気自動車の普及拡大による脱炭素化を推進するための事業費の増額をお願いするものです。補正額は1,892万1,000円の増額でございます。

次に、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業でございます。基山町全図や都市計画図等をデジタル化し、全庁統合型の地理情報システムを導入する事業費の増額をお願いするものです。補正額は5,107万9,000円の増額でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

議案第20号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回補正予算として、24万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億1,751万5,000円となります。

なお、補正予算の内容は、人事異動によります職員人件費等による増額でございます。

議案第21号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、今回補正予算として、497万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は10億113万6,000円になります。

なお、補正予算の内容は、人事異動によります職員人件費等による増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

最後に、報告事項についてでございます。

今回3件でございます。報告第2号が基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号が基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号が基山町土地開発公社事業報告についてでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第17号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第17号 下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（2工区）請負契約について、詳細説明をいたします。

令和4年5月20日、指名競争に付しており、入札には5者が参加いたしました。その中で株式会社坂口組基山支店が8,400万円で落札をいたしました。

議案・専決処分・補正予算関係の資料2ページに入札成績表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

議案書にあります請負代金額は、落札額に消費税及び地方消費税の額840万円を加えた金額で、計の9,240万円でございます。

工事内容では、資料4ページに、施工図として平面図、横断図を添付しておりますので、資料にて説明をいたします。

資料の4ページをお願いいたします。

この工事は、町内の住宅などから排水された汚水を基山污水ポンプ場へ流下させる幹線の管路築造工事となっております。路線延長は、マンホールを含めた全区間で188メートルとなります。

工事内容では、平面図、工事名称を上にしていただき、図面左側が上流側で、大林道路付近となります。図面右側が下流側で、町道弓場下川辺線と県道との交差点となっております。幹線の污水管、コンクリート管、口径490ミリメートルで、延長185.6メートルを推進工法により夜間工事をいたします。横断図に上流側と下流側の断面を記載しております。污水管の道路面からの土かぶりは、上流側4.55メートル、下流側5.74メートルとなっております。

議案・補正予算関係追加資料の1ページに工程表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

今回の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円を超えておりますので、建設工事請負仮契約を行い、契約の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いを申

上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第1号の詳細説明を求めます。酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）につきまして説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

基山町税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は、議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的余裕がございませんでしたので、専決処分を行わせていただいております。

専決処分理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、固定資産税（土地）の負担調整措置及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置等を講ずるために、基山町税条例等を改正することが急務となったためでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

改正分を10ページと11ページに挙げさせていただいております。

施行日は令和4年4月1日でございます。

改正内容につきましては、議案集のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしまして、1点目が固定資産税（土地）の負担調整措置に係る改正でございます。

景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の令和4年度の課税標準額は、令和3年度課税標準額に令和4年度評価額の現行5%から半減した2.5%を加算した額とするものです。

資料のほうを8ページにつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いい

たします。

2点目が、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置に係る改正でございます。

良質な住宅環境を推進するとともに、居住水準の向上やカーボンニュートラルの実現を図るため、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用の対象となる住宅を平成26年4月1日以前から所有する住宅とすることや、工事費要件を50万円を超える額から60万円を超える額に引き上げる措置を講じた上で、令和4年3月31日までの適用期限を2年延長するものです。

詳細につきましては資料9ページにつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

改正条文の改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案資料の10ページをお願いいたします。

基山町税条例の一部改正について、第73条の2につきましては、固定資産課税台帳の閲覧の際に住所が明らかにされることにより、DV被害者等の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、DV被害者等の住所を記載せず、支援団体などの住所を記載する等の措置を講じた上で閲覧に供することができることを明確化することに伴う改正でございます。

第73条の3につきましても、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の際に、DV被害者等の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、DV被害者等の住所を記載せず、支援団体などの住所を記載する等の措置を講じた上で証明書の交付をすることができることを明確化することに伴う改正でございます。

附則第10条の2につきましては、地方税法改正に伴う項ずれの改正でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

附則第10条の3につきましては、省エネ改修を行った住宅の固定資産税減額措置に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

附則第12条につきましては、令和4年度限りの措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度評価額の2.5%を加算した額とする改正でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

基山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきまして、第48条の改正条文のうち、地方税法改正に伴い、項ずれが生じたことによる改正でございます。

詳細説明は以上でございます。御審議賜り、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして、詳細説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は、議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的な余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令により、国民健康保険税の基礎課税額分、いわゆる医療分と、後期高齢者支援金等課税額分に係る賦課限度額の改正が行われまして、令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることとなりました。このため、法令の施行に併せて、高所得者に応分の負担を求めることにより、中間所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、条例を改正することが急務でございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

改正分でございます。改正条例の施行日は令和4年4月1日でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案資料の16ページをお願いいたします。

条例第8条第2項の改正でございますが、基礎課税額についての賦課限度額を「63万円」から「65万円」に改正するものでございます。

同条第3項の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額についての賦課限度額を「19万円」から「20万円」に改正するものでございます。

第31条第1項は、軽減後の賦課限度額の規定でございます。第8条の改正と同様に、基礎課税額分を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額分を「19万円」から「20万円」とするものでございます。

附則の第4項の改正につきましては、令和4年3月議会上程の改正に伴う読替規定の条項を改正するものでございます。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度基山町一般会計補正予算（第15号））について説明を申し上げます。

議案書の15ページと16ページをお願いいたします。

まず、専決理由といたしましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の減額などに伴い、一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3月31日付で専決処分を行わせていただいております、その承認をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,781万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ92億7,296万7,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

歳入につきましては、6款. 法人事業税交付金に1,354万7,000円、7款. 地方消費税交付金に1億4,113万3,000円、9款. 地方特例交付金に1,150万円、10款. 地方交付税に5,566万7,000円の増額をし、17款. 寄附金に4,998万5,000円の減額をしております。

20ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に1億8,700万円を増額し、14款. 予備費を68万3,000円増額することで調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

2款. 地方譲与税につきましては、町道の延長、面積に応じ、国から地方へ譲与されるものでございます。

1項1目1節. 地方揮発油譲与税では、26万6,000円を増額をしております。

また、4ページの2項1目1節. 自動車重量譲与税では、256万9,000円を増額をしております。

次に、6ページの3款. 利子割交付金では39万8,000円を増額、7ページの4款. 配当割交付金では339万6,000円を増額、8ページの5款. 株式等譲渡所得割交付金では251万4,000円を増額をしております。

これらは佐賀県が徴収し、各市町の県民税収入決算額に応じて交付されるものでございます。

9ページをお願いいたします。

6款. 法人事業税交付金では、1,354万7,000円を増額をしております。県税の法人事業税の一部を従業者数に応じて交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款. 地方消費税交付金では、1億4,113万3,000円を増額をしております。この地方消費税交付金は、各市町の国勢調査人口と消費額に応じて交付されるものでございます。

12ページをお願いいたします。

9款. 地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,150万円の追加をしております。固定資産税の特例措置の拡充による減収補填分になります。

13ページをお願いいたします。

10款. 地方交付税では、特別交付税に5,566万7,000円を増額をしております。この増額により、令和3年度の特別交付税の交付額を1億3,477万円とし、普通交付税を合わせた地方交付税全体を14億9,978万6,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

17款 1項. 寄附金、3目 1節. 総務費寄附金では、実績見込みにより、ふるさと応援寄附金に5,000万円の減額をしております。

16ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項. 雑入では、4目 1節. 違約金に177万1,000円の減額をしております。これは、契約解除した業者からの納入が困難となったため、保証会社からの保証金で補填を受けることによるものでございます。

このことを受け、3目 2節. 雑入に、保証金885万5,000円の追加をしております。このうち、177万1,000円が違約金分になります。残りの708万4,000円は、前払い金の返還金に相当する分で、こちらも業者からの納入が困難となったため、保証会社からの保証金で補填を受けることによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、8目. 財政調整基金費及び11目. 公共施設整備基金費に、積立金としてそれぞれ1億2,000万円、1億1,700万円の増額をしております。

次に、13目. ふるさと応援寄附基金費では、事業費を5,000万円減額し、予算の組替えを行っております。実績見込みにより、7節. 報償費に5,542万1,000円の減額、12節. 委託料にポータルサイト利用に係る業務委託料123万4,000円の減額、18節. 負担金補助及び交付金に240万円の増額、24節. 積立金に584万2,000円の増額などの組替えを行っております。

ふるさと応援寄附基金費の内訳を議案資料の20ページに掲載をいたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

18ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、2項. 林業費、3目. 森林環境譲与税基金費、24節. 積立金に、森林環境譲与税の交付額確定に伴い、8万5,000円の増額をしております。

20ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金、22節. 償還金利子及び割引料では、国県支出金返納金2万7,000円の増額をしております。令和2年度補助金精算に伴うものでございます。

21ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。68万3,000円を増額し、財源調整を図っております。

以上で令和3年度基山町一般会計補正予算（第15号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第19号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第19号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書21ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,702万6,000円を追加し、予算総額を79億6,651万7,000円とするものでございます。

22ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

歳入につきましては、14款 国庫支出金に1億1,218万7,000円、18款 繰入金に5,896万円、20款 諸収入に1,847万8,000円の増額をお願いしております。

23ページと24ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に3,556万5,000円、3款 民生費に3,193万8,000円、4款 衛生費に1,771万3,000円、7款 商工費に4,484万2,000円、8款 土木費に5,577万1,000円、10款 教育費に1,088万3,000円の増額をお願いし、14款 予備費を67万円増額して調整を図らせていただいております。

25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

道路整備事業は、三国踏切改良、桜町伊勢山線等の舗装、補修に係るもので、国庫金の交付額内示に伴う補助対象事業費の増により、200万円の増額をお願いしております。

次に、交通安全対策事業は、ガードレールや区画線の設置など交通安全対策に係るもので、国庫金の交付額内示に伴う補助対象事業費の減により、90万円の減額をお願いしております。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書5ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金では、非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金過年度分160万円の追加を

お願いしております。これは出納整理期間中に支払った令和3年度分に対するものでございます。

2節. 児童福祉費補助金では、低所得の子育て世帯の支援のための子育て世帯生活支援特別給付事業に係る事業費補助金及び事務費補助金にそれぞれ750万円、160万9,000円の追加をお願いしております。

次に、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金では、交付額内示に伴い、社会資本整備総合交付金（道路）及び道路メンテナンス事業補助金（橋梁）にそれぞれ246万6,000円、270万1,000円の増額をお願いしております。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,780万8,000円の増額をお願いしております。

内訳としましては、原油価格・物価高騰対応分が5,085万6,000円、通常分が1,695万2,000円となっております。

次の交通安全対策に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全）は、交付額内示に伴い、128万3,000円の減額をお願いしております。

次に、行政手続のオンライン化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金262万6,000円の増額をお願いしております。

次に、デジタル田園都市国家構想推進交付金2,553万9,000円の追加をお願いしております。これは、基山町全図のデジタル化を図り、併せて都市計画図及び道路台帳図についてインターネット上に公開する全庁統合型地理情報システムを整備するためのものでございます。

6ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、4目. 農林水産業費県補助金、2節. 林業費補助金に、緑の景観づくり補助金149万7,000円の追加をお願いしております。これは、SAGA2024国スポ・全障スポ会場と、これと一体的な公園等の緑地帯の保全、整備などを行うためのものでございます。

7ページをお願いいたします。

3項. 委託金、5目. 教育費委託金、1節. 中学校費委託金に、地域運動部活動推進事業委託金119万1,000円の追加をお願いしております。県からの委託を受け、実施するためのものでございます。

8ページをお願いいたします。

16款. 財産収入、1項. 財産運用収入、2目1節. 利子及び配当金に、福祉振興基金利子108万円、文化及び体育振興基金利子49万8,000円の増額をお願いしております。ともに国債運用による増加見込み分になります。

11ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に5,896万円の増額をお願いしております。

ふるさと応援寄附基金の充当につきましては、議案資料の24ページに充当事業一覧を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入に、収入未済で前年度からの繰越しとなった障害児入所給付費等過年度返還金754万3,000円の追加をお願いしております。

次に、コミュニティ助成事業補助金190万円の追加をお願いしております。第7区自主防災会の発電機等の防災機材の整備のためのものでございます。

次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金632万7,000円の追加をお願いしております。再生可能エネルギー発電設備と電気自動車を導入し、併せて閉庁日には町民向けに貸出しも行う事業を実施するためのものでございます。

次に、がんばる地域応援事業補助金150万円の追加をお願いしております。基山町を拠点に活動するノビトワークスのまちの働き方相談所「シェアオフィスきむら職堂」が事業採択を受けたことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額としましては、合計で110万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

15ページ以降の歳出では、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、4月の人事異動によるものがほとんどでございます。

16ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費、12節. 委託料に、地域情報化整備委託料200万円の追加をお願いしております。高齢者等の情報格差解消のための実証実験を行うためのものでございます。

17ページをお願いいたします。

18節．負担金補助及び交付金では、第7区自主防災会へのコミュニティ助成事業補助金190万円の追加をお願いしております。また、ノビトワークスへのがんばる地域応援事業補助金150万円の追加をお願いしております。

次に、旅客自動車運送事業者支援交付金100万円の追加をお願いしております。新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰の影響を受けている旅客自動車運送事業者を支援するためのものがございます。

次に、13目．ふるさと応援寄附基金費では、人員配置の変更に伴い、正規職員分の人件費を減額、会計年度任用職員報酬を増額し、18ページへお願いし、併せて積立金の増額をお願いいたしております。

15目．広報情報費、12節．委託料に、行政手続のオンライン化対応に係る基幹系情報システム業務委託料525万3,000円の追加をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費、18節．負担金補助及び交付金に、準要保護世帯等のうち、国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金または子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならなかった世帯に対し給付する生活支援臨時給付金300万円の追加をお願いしております。1世帯2万円、150世帯を見込んでおります。

2目．老人福祉費、23ページをお願いいたします、12節．委託料に、高齢者訪問記録システム構築業務委託料150万円の追加をお願いしております。戸別訪問の強化を図り、コロナ禍における高齢者の孤立感解消やきめ細やかな支援を行うためのものがございます。

25ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、12節．委託料では、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るシステム改修業務委託料135万9,000円、また、町の子育て世帯への生活支援臨時給付金事業に係るシステム改修業務委託料150万円の追加をお願いしております。

次に、18節．負担金補助及び交付金では、国の子育て世帯生活支援特別給付金750万円の追加をお願いしております。対象児童1人当たり5万円、150名を見込んでおります。

また、町の子育て世帯への生活支援臨時給付金1,330万円の追加をお願いしております。こちらは国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯以外のゼロ歳から18歳までの子どもを養育している世帯を対象にしており、1世帯当たり1万円、1,330世帯を見込んでおりま

す。

26ページをお願いいたします。

4目．児童福祉施設費では、放課後児童クラブで使用する新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る消毒薬等購入の消耗品費や電解水生成装置等の備品購入費など、合計で246万4,000円の追加をお願いしております。

27ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、3目．環境衛生費では、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車を導入し、併せて閉庁日には町民向けに貸出しも行う事業を実施する二酸化炭素排出抑制対策事業の予算をお願いしております。

12節．委託料に、発電設備などを整備するための脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進業務委託料1,068万8,000円や、17節．備品購入費に、電気自動車の購入費690万円など、11節から26節まで合計で1,892万1,000円の追加をお願いしております。

30ページをお願いします。

7款1項．商工費、1目．商工総務費では、経済的支援が必要な世帯への生活支援、併せて町内事業者への経済的な支援を目的としたプレミアム付商品券給付事業として、12節．委託料に、業務委託料120万円、18節．負担金補助及び交付金に、事業補助金1,435万円の増額をお願いしております。1世帯当たり商品券で2万500円分、700世帯を見込んでおります。

また、同じく18節には、原油価格・物価高騰の影響を受けている町内の中小企業等を支援するための補助金として1,985万円の追加をお願いしております。エネルギー高効率設備導入支援や新商品開発支援、コスト高売上減少に対する支援などを行うためのものがございます。

次に、2目．観光費、14節．工事請負費に、アフターコロナの観光遊客のためのおもてなし看板設置工事に412万円の追加をお願いしております。

32ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、12節．委託料に、地図データ連携共通基盤構築業務委託料3,245万円の追加をお願いしております。基山町全図のデジタル化を図り、併せて道路台帳図についてインターネット上に公開する全庁統合型地理情報システムを整備するためのものがございます。

次に、18節．負担金補助及び交付金に、町道改築工事補助金124万円の追加をお願いして

おります。個人で実施される町道改築に対する補助になります。

2目. 道路新設改良費では、国庫金の交付額内示に伴い、事業費の組替えを行うものです。

12節. 委託料では、丸林橋に係る橋梁詳細調査・補修設計業務委託料606万円の追加、橋梁点検委託料54万9,000円の減額をお願いしております。

14節. 工事請負費では、町道舗装補修工事93万2,000円の増額、うそん谷線待避所設置工事に100万3,000円の減額をお願いしております。

16節. 公有財産購入費には、深底線道路改良に伴う用地購入費110万2,000円の追加をお願いしております。

18節. 負担金補助及び交付金では、JRへの踏切道改良事業負担金400万円の増額をお願いしております。

33ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費、12節. 委託料に、地図データ連携共通基盤構築業務委託料1,848万円の追加をお願いしております。基山町全図のデジタル化を図り、併せて都市計画図についてインターネット上に公開する全庁統合型地理情報システムを整備するためのものがございます。

次に、3目. 公園費、12節. 委託料に、樹木剪定委託料162万8,000円の追加をお願いしております。緑の景観づくり事業で総合公園の樹木剪定を行うためのものがございます。

35ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、12節. 委託料に、県からの委託を受け実施する地域運動部活動推進事業委託料109万3,000円の追加をお願いしております。

次に、18節. 負担金補助及び交付金に、学校給食食材費補助金137万7,000円の追加をお願いしております。物価高騰などの影響を受けている給食食材費について保護者の負担軽減を図るものがございます。

36ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費、12節. 委託料に、樹木剪定委託料145万9,000円の追加をお願いしております。緑の景観づくり事業で樹木剪定を行うものがございます。

37ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費、12節. 委託料に、樹木剪定委託料110万7,000円の追加をお願いしております。こちらも緑の景観づくり事業で樹木剪定を行うものがございます。

38ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費では、キャンプ場おもてなし事業を実施するため、屋根付広場の修繕料127万円、施設備品の購入費73万円の追加をお願いしております。

次に、2目. 公民館費、18節. 負担金補助及び交付金に、第14区公民館及び第17区公民館の改修に係る区公民館建設等に対する補助金537万5,000円の追加をお願いしております。

42ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、67万円を増額し、調整を図らせていただいております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、議案資料の25ページから43ページに一覧及び事業説明書を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

以上で令和4年度基山町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

ここで11時15分まで休憩します。

～午前11時03分 休憩～

～午前11時15分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、議案第21号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第21号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書29ページをお願いいたします。

第2条、基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたしております。

収益的支出では、第1款. 下水道事業費用13万9,000円の増をし、4億271万2,000円といたします。

第3条、令和4年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「163,687千円」を

「168,527千円」に改め、第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的支出では、第1款. 資本的支出484万円の増額をお願いしております。これで資本的支出では5億9,842万4,000円といたします。

補正の内容につきましては、令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

収益的収入の補正はございません。

それでは、実施計画兼事項別明細書4ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、4目. 総係費、給料を137万2,000円、増額補正をお願いしております。これは人事異動による管理担当の異動によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、2項. 営業外費用、1目. 支払利息、企業債利息を68万円、減額をお願いしております。これは利率の変動による企業債利息の見込みによる減額でございます。

6ページをお願いいたします。

資本的収入の補正はございません。

資本的支出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 下水道整備費、給料を201万7,000円の増額、手当を165万8,000円の増額補正をお願いしております。これは建設担当職員の人事異動によるものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を497万9,000円の増額補正をお願いし、現計予算と合わせた総額10億113万6,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。

令和3年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和4年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

31ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

本年第1回定例会において、繰越明許費の設定をお願いしておりました9事業、合計で1億8,901万1,000円の繰越しを行っており、31ページから次の32ページにかけまして、事業ごとにその繰越額と財源内訳を記載させていただいております。

なお、議案資料の50ページに事業ごとの進捗状況を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第3号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書33ページをお願いいたします。

基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度基山町下水道事業会計予算の繰越しをいたしましたので、その経費につきまして報告をいたします。

34ページをお願いいたします。

資本的支出、1項の建設改良費、社会資本整備総合交付金事業（基山污水ポンプ場実施設計委託料）に係るものでございます。2,800万円の繰越しをいたしております。

同じく1項、建設改良費、污水管築造工事でございます。これは、本管工事の部分につきまして繰越しをし、事業の継続をいたしております。2億563万8,000円の繰越しをいたしております。

同じく1項の建設改良費、基山町公共下水道事業（污水管築造工事）でございます。こちらは実松川に伴います管の移転等の事業を実施しております。4,443万9,000円の繰越しをいたしております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、報告第4号資料により御説明させていただきます。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願いたします。

まず、資料2ページをお願いいたします。

令和3年度においては、用地の買収及び売却はございませんでした。

また、理事会の開催状況及び庶務に関する事項につきましては、3ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しください。

次に、7ページ、令和3年度基山町土地開発の決算についてでございます。

7ページの1、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算額の合計は1,124円で、これは事業外収益の受取利息でございます。

支出の部におきましては、決算額の合計が6万7,150円となっており、これは販売費及び一般管理費でございます。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。

次に、9ページでございます。

令和3年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費が6万7,150円、4の事業外収益は、受取利息1,124円となっております。

1の事業収益と4の事業外収益を足した額から、2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用を差し引きますと、当期損失は6万6,026円となります。

次に10ページ、こちらは令和3年度貸借対照表でございます。

資産の部について、流動資産として、預金、未収利息及び公有用地の計4,254万6,863円、固定資産として器具備品と減価償却累計額が1円となっており、資産の合計は4,254万6,864

円となっております。

次に11ページ、負債の部はございません。

次に、12ページでございます。

資本の部は、基本金150万円と準備金4,104万6,864円を合わせた資本合計が4,254万6,864円となり、負債資本合計が4,254万6,864円となっております。

次に、13ページでございます。

令和3年度キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは、事業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの結果として現金及び現金同等物の増加額及び減少額を計算し、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

事業活動によるキャッシュ・フローは、6万6,026円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和3年度の現金及び現金同等物について、6万6,026円の減少となっており、令和4年3月31日現在の現金及び現金同等物期末残高は4,254万6,863円となっております。

次に、14ページでございます。

これは令和4年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、1、流動資産につきましては、普通預金104万6,863円、定期預金4,150万円、未収利息と公有用地はございませんので、流動資産の計は4,254万6,863円でございます。

次に、固定資産の計が1円でございますので、資産合計は4,254万6,864円となっております。

次に、3、流動負債、4、固定負債はゼロ円となっており、5、基本金が150万円でありますので、6、差引純財産は4,104万6,864円となっております。

次に、15ページでございます。

令和3年度監査報告書でございますが、令和4年4月18日、当役場会議室におきまして、令和3年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査が実施され、監事より監査報告書をいただいております。

なお、16ページ以降は関係資料でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上をもちまして基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（重松一徳君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前11時29分 散会～